

青森県報

第三千三十二号

平成二十一年
一月九日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こども) ……一
青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………(みらい) ……二

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税 務 課) ……二
保安林の指定予定……………(林 政 課) ……三
道路の供用の開始……………(道 路 課) ……三
都市計画事業計画の変更認可……………(都 市 計 画 課) ……三

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農 村 整 備 課) ……三
大間港臨港地区の区域の縦覧……………(港 湾 空 港 課) ……四
開発行為に関する工事の完了……………(建 築 住 宅 課) ……五
建設業者の許可の取消し……………(三 八 地 域) ……五
右 同……………(西 北 地 域) ……五
右 同……………(民 民 局) ……五
右 同……………(同) ……六
公安委員会……………(同) ……六
駐車監視員資格者講習の実施……………(交 通 指 導 課) ……六

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

生活保護世帯

を

生活保護世帯及び支援給付世帯

に、「生活保護世帯及び」を「生活保護世帯、支援給付世帯及び」に改め、同表の備考一の1中、「療育納入義務者」を「療育納入義務者」に、「い」を「い、」に、「支援給付世帯」とは療育納入義務者の一人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。)による被支援者(現に中国残留邦人等自立支援法第十四条第一項の支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)である世帯をいう」に改める。

別表第二中「被保護世帯」の下に「及び中国残留邦人等自立支援法の適用を受ける被支援世帯」を、「海防艦隊」の次に「及び廿四回昭和三十九年十月五日の閣議決定の海防艦隊」を加える。

別表第三中

生活保護世帯

を

生活保護世帯及び支援給付世帯

に、「生活保護世帯」を「生活保護世帯及び支援給付世帯」に、「生活保護世帯及び」を「生活保護世帯、支援給付世帯及び」に改め、同表の備考一の1中、「世帯員」を「世帯員」に、「世帯をいう」を「世帯をいい、支援給付世帯」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯をいう」に改める。

別表第四中「被保護者」の下に「及び中国残留邦人等自立支援法による被支援者」及び「被保護者」の下に「及び中国残留邦人等自立支援法による被支援者」を加え、第三節第六の記号の下の「生活保護法」を「生活保護法」と改め、「である場合」の下に「（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による被支援者（現に支給給付を受けている者）である場合（生活支援給付のほか医療支援給付等を受けている場合も含みます。）」を加え、「（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）」を「（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）」とし、「又は民生委員」を「若しくは福祉事務所長の証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による被支援者であることを証明する知事、市町村長若しくは福祉事務所長」と改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子保健法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中 生活保護世帯

生活保護世帯及び支援給付世帯

に、「生活

保護世帯及び」を「生活保護世帯、支援給付世帯及び」に、「生活保護世帯を」を「生活保護世帯及び支援給付世帯を」に改め、同表の備考一の中に「納入義務者」を「納入義務者」に、「いつ」を「いい」、「支援給付世帯」とは納入義務者の一人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（平成六年法律第三十号）による被支援者（現に同法第十四条第一項の支給給付を受けている者をこゝ）である中をこゝ）と改め、

第四節第六の記号の下の「生活保護法」を「生活保護法」と改め、「である場合」の下に「（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による被支援者（現に支給給付を受けている者）である場合（生活支援給付のほか医療支援給付等を受けている場合も含みます。）」を加え、「（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）」を「（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）」とし、「又は民生委員」を「若しくは福祉事務所長の証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による被支援者であることを証明する知事、市町村長若しくは福祉事務所長」と改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第一項前段の規定により、次の者につき三八地域県民局長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二前段の規定により告示する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
みちのく三愛石油株式会社	中田 和也	八戸市大字十八日町四一の一	平成二一・一

青森県告示第五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八九一地先・八九二の一地先（以上二筆地先について次の

図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年二月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 川内佐井線	下北郡佐井村大字佐井字糠森六三の一四から 下北郡佐井村大字佐井字糠森一四六まで	平成三〇・一・六

青森県告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年十二月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

五戸町

二 都市計画事業の種類

五戸都市計画下水道事業（五戸町公共下水道）

三 事業施行期間

平成七年五月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十八年青森県告示第二百十九号）の事業地に五戸町大字上市川字外ノ沢、字御兵糧、字池ノ堂向及び字中平を加える。

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

平山地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年一月十三日から同年二月九日まで

三 縦覧の場所

中泊町役場

大間港臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、大間港の臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該臨港地区の区域の案が港湾法第三十八条第二項の規定に適合しないと認めるときは、縦覧期間満了の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成二十一年一月九日

大間港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 臨港地区の区域の案

1 場所

下北郡大間町大字大間字大間及び大間平の各一部

2 区域

(一) 大間地区

基点から三三四度に引いた線

基点一から基点九まで順次に結んだ線

基点九から一三度にカツトシ門に引いた線及び水際線に囲まれた区域

基点一 下北郡大間町大字大間字細間二三の八番地先（北緯四一度三一分三四秒、東経一四〇度五四分三〇秒）
一号表示杭

基点二 基点一から五八度七三メートル
二号表示杭

基点三 基点二から一四度四三メートル
三号表示杭

基点四 基点三から九一度五六メートル
四号表示杭

基点五 基点四から六七度一二三メートル
五号表示杭

基点六 基点五から三〇度九〇メートル
六号表示杭

基点七 基点六から二三度四七メートル
七号表示杭

基点八 基点七から一三度一二八メートル
八号表示杭

基点九 基点八から三四一度一七五メートル
九号表示杭

(二) 烏の間地区

次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により囲まれた区域

基点一 四等三角点日和山（北緯四一度三一分五四秒、東経一四〇度五四分三六秒）から三五八度一四分三三秒一〇三九・八メートルの地点

基点二 基点一から三〇六度二三分四三秒一一〇・六メートルの地点

基点三 基点二から三三七度一〇分三〇秒三五・〇メートルの地点

基点四 基点三から六七度一〇分三六秒四・五メートルの地点

基点五 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点

基点六 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点

基点七 基点六から一四五度五一分五六秒五〇・〇メートルの地点

基点八 基点七から一二六度二三分五八秒七九・九メートルの地点

基点九 基点八から二四度〇四分二九秒九・七メートルの地点

基点一〇 基点九から三〇五度〇九分二〇秒一〇・〇メートルの地点

基点一一 基点一〇から三四度〇〇分〇三秒二〇・五メートルの地点

基点一二 基点一一から四〇度三〇分一七秒三〇・〇メートルの地点

基点一三 基点一二から四二度五一分〇三秒二二・六メートルの地点

基点一四 基点一三から二〇度四二分五一秒一三三・七メートルの地点

基点一五 基点一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点

- 基点一六 基点一五から三五九度五二分三九秒一〇・八メートルの地点
- 基点一七 基点一六から八九度一八分三五秒二二・二メートルの地点
- 基点一八 基点一七から一八一度五三分二五秒六二・八メートルの地点
- 基点一九 基点一八から一九一度五三分一七秒四七・一メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二一九度五一分一四秒二一七・八メートルの地点

3 面積
五・一五ヘクタール

二 縦覧場所

青森県県土整備部港湾空港課

下北地域県民局地域整備部

三 縦覧期間

平成二十一年一月九日から同月二十二日まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三沢市松原町一丁目三二の二三七の八部、三二の一〇五から三二の一〇五八まで、三二の三七一から三二の三七七まで及び三二の三七二から三二の三七三三まで	三沢市大字三沢字大津四の四 石太郎 三沢市幸町一丁目一〇の一〇 株式会社 東北企画

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山田建設株式会社
- 二 代表者の氏名 山田 輝男
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字剣吉上町二八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一三四九号
- 五 取消年月日 平成二十年十二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年十一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社福岡建設
- 二 代表者の氏名 福岡 良三
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字中平井町三五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第九〇一二号
- 五 取消年月日 平成二十年十一月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社福岡建設

二 代表者の氏名 福岡 良三

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字中平井町三五の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第九〇一二号

五 取消年月日 平成二十年十一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内装仕上工

業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 加藤工務店

二 氏名 加藤 昭則

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字中里字亀山五六五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二二五二号

五 取消年月日 平成二十年十二月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、とび・土工、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国
家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

平成二十一年一月九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習等の期日

1 講習

平成二十一年二月九日(月)及び同月十日(火)午前九時から午後五時まで

(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時五十分まで)

2 修了考査

平成二十一年二月十六日(月)午前九時から午前十時まで

(受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで)

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター

三 受講定員

三十名程度(申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。)

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成二十一年二月二日(月)から同月六日(金)まで(ただし、休日を除く。)

(受付時間 午前九時から午後四時まで)

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部 交通指導課指導取締係

電話 〇一七 七二三 四二一一 内線五一三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

- (一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（交通指導課で受領すること。）
- (二) 講習手数料一万九千円（青森県収入証紙で納付すること。）

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭